教育福祉委員会審査日程表

日時　令和４年９月１３日（火）
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　議案第５６号　流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第２　議案第５５号　令和３年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第３　議案第５４号　令和４年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第４　発議第１８号　流山市子ども医療費の助成に関する条例の制定について

第５　陳情第２２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

第６　陳情第２３号　「国における２０２３年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

第７　所管事務の継続調査について

令和４年第３回定例会
教育福祉委員会
議案第５６号　審査資料

流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

文化財保護法の一部改正に伴い、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されたことから、当該制度の実施に必要な登録の基準、手続等について定めるほか、これに伴い必要となる所要の改正を行うもの。

2　改正の内容

市指定文化財（有形・無形・有形民俗・無形民俗・記念物）の下に登録文化財を新設する。（別図参照）

あわせて、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例との整合性を図るための文言整理を行うもの

3　改正により生ずる効果

指定制度より規制が少ない登録制度を導入することにより、幅広く市内の文化財に対して保存及び活用が図られる。

4　施行期日

公布の日

条例改正に伴い新設するもの

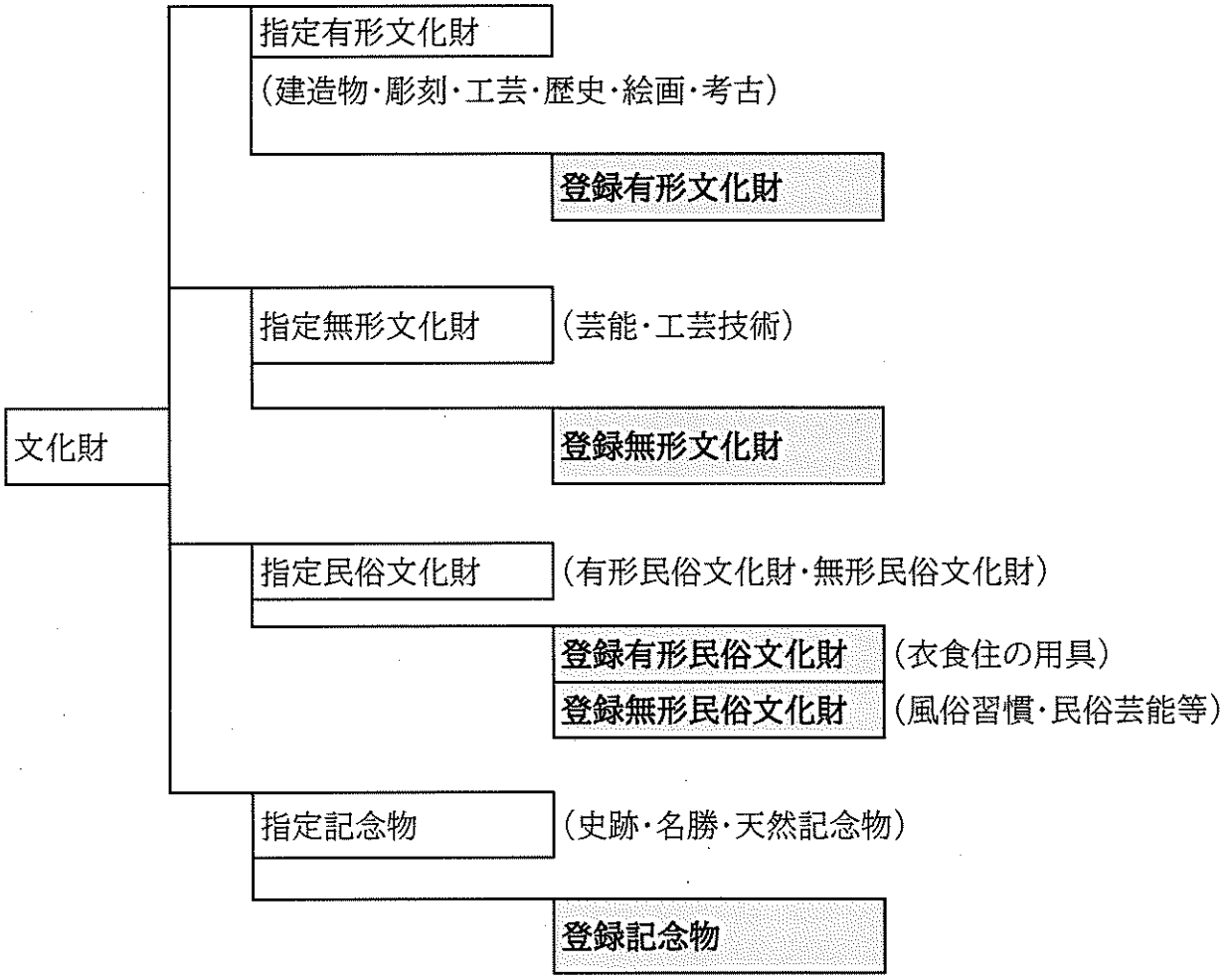

指定のランク付けについて

高
↓
低

国宝
重要文化財
県指定文化財
市指定文化財
国登録文化財
県登録文化財
市登録文化財

指定文化財と登録文化財の違いについて

指定文化財　基本的に現状を変更できない。規制が多い。

登録文化財　有形文化財（外観は維持し（修理には許可が必要）、内部は許可なく改修できる。 指定にくらべ規制が緩い。

流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○流山市文化財の保護に関する条例 目次 第１章　総則（第１条―第４条） 第２章　　有形文化財 第１節　指定有形文化財（第５条―第18条） 第２節　登録有形文化財（第18条の２―第18条の８） 第３章　　無形文化財 第１節　指定無形文化財（第19条―第24条） 第２節　登録無形文化財（第24条の２―第24条の６） 第４章　　民俗文化財 第１節　指定民俗文化財（第25条―第31条の２） 第２節　登録民俗文化財（第31条の３―第31条の７） 第５章　　記念物 第１節　指定記念物（第32条―第37条） 第２節　登録記念物（第37条の２・第37条の３） 第６章　選定保存技術（第38条―第42条） 第７章　文化財審議会（第43条―第46条） 第８章　補則（第47条） 第９章　罰則（第48条―第51条） 附則	○流山市文化財の保護に関する条例 目次 第１章　総則（第１条～第４条） 第２章　指定有形文化財（第５条～第18条） 第３章　指定無形文化財（第19条～第24条） 第４章　指定民俗文化財（第25条～第31条） 第５章　指定史跡名勝天然記念物（第32条～第37条） 第６章　選定保存技術（第38条～第42条） 第７章　文化財審議会（第43条～第46条） 第８章　補則（第47条） 第９章　罰則（第48条～第51条） 附則
第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第１８２条第２項及び第３項の規定により、市内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を定め、もって市民の文化の向上に資するとともに、地方文化の進歩に貢献することを目的とする。	第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第８号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定め、もって市民の文化の向上に資するとともに、地方文化の進歩に貢献することを目的とする。
（定義）	（定義）

改正後	改正前
第２条　この条例において「文化財」とは、法第２条第１項第１号から第４号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。	第２条　この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 （１）　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。） （２）　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。） （３）　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。） （４）　貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁その他の名勝地で本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物で本市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
（市民の心構え） 第３条　市民は、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。 ２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保管するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。	（市民の心構え） 第３条　市民は、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。 ２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保管するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第４条　教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。	（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第４条　教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

改正後	改正前
第２章　　有形文化財 第１節　指定有形文化財	第２章　指定有形文化財
（指定） 第５条　教育委員会は、市内に存する有形文化財（法第２７条第１項の規定により指定された重要文化財及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第８号。以下「県条例」という。）第４条第１項の規定により指定された指定有形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち市にとって重要なものを流山市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。	（指定） 第５条　教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち重要なものを流山市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。
２　前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。	２　前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
３　第１項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ流山市文化財審議会に諮問しなければならない。	３　第１項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ流山市文化財審議会に諮問しなければならない。
４　第１項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知して行う。	４　第１項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知して行う。
５　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示があった日からその効力を生ずる。	５　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示があった日からその効力を生ずる。
６　第１項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。	６　第１項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
（解除） 第６条　市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。	（解除） 第６条　市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
２　前項の規定による指定の解除には、前条第３項から第５項までの規定を準用する。	２　前項の規定による指定の解除には、前条第３項から第５項までの規定を準用する。
３　市指定有形文化財について法第27条第１項の規定による指定又は県条例	３　市指定有形文化財について法第27条第１項の規定による指定又は県条例

改正後	改正前
第４条第１項の規定による指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。	第４条第１項の規定による指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
４　前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。	４　前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
５　第２項において準用する前条第４項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに当該市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。	５　市指定有形文化財の指定が解除されたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、その日から10日以内に当該市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。
（所有者等の管理義務及び管理責任者）	（所有者等の管理義務及び管理責任者）
第７条　市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく流山市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。	第７条　市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく流山市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。
２　市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）を選任することができる。	２　市指定有形文化財の所有者は、特別の事情のあるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。	３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、その日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
４　管理責任者には、第１項の規定を準用する。	４　管理責任者には、第１項の規定を準用する。
（所有者等の変更等）	（所有者等の変更等）
第８条　市指定有形文化財の所有者等は、所有権又は権原に基づく占有権を変更したときは、速やかに指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。	第８条　市指定有形文化財の所有者は、所有権又は権原に基づく占有権を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日以前に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。
２　市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。	２　市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その日から10日以内に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（滅失、き損等の届出）	（滅失、き損の届出）

改正後	改正前
第９条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	第９条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者　（管理責任者がある場合は、その者）は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（所在の変更）	（所在の変更）
第10条　市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、その所在の場所を変更しようとする日の15日以前に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。	第10条　市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、その所在の場所を変更しようとする日の15日以前に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。
（管理又は修理の補助）	（管理又は修理の補助）
第11条　市指定有形文化財の所有者が、当該市指定有形文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、当該所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。	第11条　市指定有形文化財の所有者が、当該市指定有形文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、当該所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。
２　前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。	２　前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。
３　教育委員会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。	３　教育委員会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。
４　第１項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。	４　第１項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１）　管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。	（１）　管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
（２）　補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。	（２）　補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
（３）　前項の補助の条件に従わなかったとき。	（３）　第２項の補助の条件に従わなかったとき。
（有償譲渡の場合の納付金）	（譲渡等　の場合の納付金）

改正後	改正前
第12条　市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき前条第１項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。	第12条　市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき前条第１項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。
２　前項に規定する「当該補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（１年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。	２　前項に規定する「当該補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（１年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
（管理又は修理に関する勧告）	（管理又は修理に関する勧告）
第13条　市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められる場合又は当該市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）に対し、その管理方法の改善、記録の作成、修理、保存その他その管理に関し必要な措置を勧告することができる。	第13条　市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められる場合又は当該市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）に対し、その管理方法の改善、記録の作成、修理、保存その他その管理に関し必要な措置を勧告することができる。
（現状変更等の制限）	（現状変更等の制限）
第14条　市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。	第14条　市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。
２　教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として必要に応じ指導及び助言を与えることができる。	２　教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として必要に応じ指導及び助言を与えることができる。

改正後	改正前
3　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更　若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	3　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
（修理の届出等）	（修理の届出等）
第15条　市指定有形文化財を修理しようとする者は、修理しようとする日の15日以前にその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第１項の規定による補助金の交付、第13条の規定による勧告又は前条第１項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。	第15条　市指定有形文化財を修理しようとする者は、修理しようとする日の15日以前にその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第１項の規定による補助金の交付、第13条の規定による勧告又は前条　の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
2　教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、必要な指導及び助言を与えることができる。	2　教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、必要な指導及び助言を与えることができる。
（公開）	（公開）
第16条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、一定の期限を指定して教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。	
2　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、一定の期限を指定して当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。	第16条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、一定の期限を指定して当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
3　第１項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。	2　前項の　公開に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
4　教育委員会は、第１項の規定により市指定有形文化財が公開されたときは、その職員のうちから市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。	3　教育委員会は、第１項の規定により市指定有形文化財が公開されたときは、その職員のうちから市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
5　教育委員会は、第２項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。	4　教育委員会は、第１項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
6　市は、第１項又は第２項の規定による公開をしたことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者に対し通常生ずべき損失を予算の範囲内において補償する。ただし、当該市指定有形文化財が所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合及び天	5　市は、第１項　の規定による公開をしたことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者に対し通常生ずべき損失を予算の範囲内において補償する。ただし、当該市指定有形文化財が所有者の責に　帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合及び天災に

改正後	改正前
災によって滅失し、き損した場合は、この限りでない。	よって滅失し、き損した場合は、この限りでない。
（報告の請求）	（報告の請求）
第17条　教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。	第17条　教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。
（所有者変更に伴う権利義務の承継）	（所有者変更に伴う権利義務の承継）
第18条　市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。	第18条　市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
第２節　登録有形文化財	
（登録）	（新設）
第18条の2　教育委員会は、市内に存する市指定有形文化財以外の有形文化財（法第２７条第１項の規定により指定された重要文化財及び県条例第４条第１項の規定により指定された指定有形文化財並びに法第５７条第１項の規定により登録された登録有形文化財及び県条例第１９条の２第１項の規定により登録された登録有形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）として登録することができる。	
2　前項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合は、この限りでない。	
3　第１項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。	
4　第１項の規定による登録は、その旨を公示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者等に通知して行う。	
5　第１項の規定による登録は、前項の規定による公示があった日からその	

改正後	改正前
効力を生ずる。 6　第１項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。	
（抹消） 第18条の3　教育委員会は、市登録有形文化財について保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。 2　前項の規定による登録の抹消には、前条第３項から第５項までの規定を準用する。	（新設）
3　市登録有形文化財について法第27条第１項の規定による指定若しくは法第５７条第１項の規定による登録があったとき、県条例第４条第１項の規定による指定若しくは県条例第１９条の２第１項の規定による登録があったとき又は第５条第１項の規定による指定をしたときは、当該市登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。 4　前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者等に通知しなければならない。	
5　第２項において準用する前条第４項の規定による市登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市登録有形文化財の所有者は、速やかに当該市登録有形文化財の登録証を教育委員会に返付しなければならない。	
（所有者等の管理義務及び管理責任者） 第18条の4　市登録有形文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に従い市登録有形文化財を管理しなければならない。 2　市登録有形文化財の所有者は、当該市登録有形文化財の適切な管理のために必要があるときは、専ら自己に代わり当該市登録有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）を選任することができる。	（新設）
3　市登録有形文化財の管理には、第７条第３項及び第８条から第１０条ま	

改正後	改正前
での規定を準用する。	
4　管理責任者には、第１項の規定を準用する。	
（現状変更の届出等）	（新設）
第18条の5　市登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。	
2　市登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導又は助言をすることができる。	
（管理又は修理に関する技術的指導）	（新設）
第18条の6　市登録有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）は、教育委員会に市登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的な指導を求めることができる。	
（公開）	（新設）
第18条の7　市登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、教育委員会は、市登録有形文化財の所有者に対し、市登録有形文化財の公開及び当該公開に係る市登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。	
（報告の請求）	（新設）
第18条の8　教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）に対し、市登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。	
第３章　　無形文化財	第３章　指定無形文化財
第１節　指定無形文化財	
（指定）	（指定）
第19条　教育委員会は、市内に存する無形文化財（法第７１条第１項の規定	第19条　教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち

改正後	改正前
により指定された重要無形文化財及び県条例第２０条第１項の規定により指定された指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち市にとって重要なものを流山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。	重要なものを流山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。
2　教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、無形文化財の保持者又は保持団体（当該無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。	2　教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
3　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。	3　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。
4　第１項の規定による指定及び第２項の規定による認定は、その旨を公示するとともに、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。	4　第１項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。
5　教育委員会は、第１項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。	5　教育委員会は、第１項の規定による指定をした後においても、市指定無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。
6　前項の規定による追加認定には、第３項及び第４項の規定を準用する。	6　前項の規定による追加認定には、第３項及び第４項の規定を準用する。
（解除）	（解除）
第20条　市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。	第20条　市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
2　保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。	2　保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
3　第１項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第３項及び第４項の規定を準用する。	3　第１項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第３項及び第４項の規定を準用する。
4　市指定無形文化財について法第71条第１項の規定による指定又は県条例第20条第１項の規定による指定があったときは、当該市指定無形文化財の	4　市指定無形文化財について法第71条第１項の規定による指定又は県条例第20条第１項の規定による指定があったときは、当該市指定無形文化財の

改正後	改正前
指定は、解除されたものとする。	指定は、解除されたものとする。
5　前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を公示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。	5　前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を公示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた代表者に通知しなければならない。
6　保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。	6　保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。
（保持者の氏名変更等）	（保持者の氏名変更等）
第21条　保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。	第21条　保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人はその日から10日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。
（保存）	（保存）
第22条　教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。	第22条　教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。	2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。
（公開）	（公開）
第23条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を、勧告することができる。	第23条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を、勧告することができる。

改正後	改正前
2　前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第３項及び第５項の規定を準用する。	2　前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第２項及び第４項の規定を準用する。
3　市は、第１項の規定による市指定無形文化財の記録の公開には、当該市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。	3　市は、第１項の規定による市指定無形文化財の記録の公開には、当該市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その公開に要する経費の一部を　　補助することができる。
4　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。	4　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。
（保存に関する助言又は勧告）	（保存に関する助言又は勧告）
第24条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。	第24条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。
第２節　登録無形文化財	
（登録）	（新設）
第24条の2　教育委員会は、市内に存する市指定無形文化財以外の無形文化財（法第７１条第１項の規定により指定された重要無形文化財及び県条例第２０条第１項の規定により指定された指定無形文化財並びに法第７６条の７第１項の規定により登録された登録無形文化財及び県条例第２５条の２第１項の規定により登録された登録無形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）として登録することができる。	
2　教育委員会は、前項の規定による登録をするに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。	
3　第１項の規定による登録又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。	
4　第１項の規定による登録及び第２項の規定による認定は、その旨を公示するとともに、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。	

改正後	改正前
5　教育委員会は、第１項の規定による登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。	
6　前項の規定による追加認定には、第３項及び第４項の規定を準用する。	
（抹消）	（新設）
第24条の3　教育委員会は、市登録無形文化財について保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。	
2　保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。	
3　第１項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除には、前条第３項及び第４項の規定を準用する。	
4　市登録無形文化財について法第７１条第１項の規定による指定若しくは法第７６条の７第１項の規定による登録があったとき、県条例第２０条第１項の規定による指定若しくは県条例第２５条の２第１項の規定による登録があったとき又は第１９条第１項の規定による指定をしたときは、当該市登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。	
5　前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。	
6　保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。	
（保持者の氏名変更等）	（新設）
第24条の4　保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教	

改正後	改正前
育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。	
（公開）	（新設）
第24条の5　教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市登録無形文化財の公開に関して、市登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。	
（保存に関する指導又は助言）	（新設）
第24条の6　教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。	
第４章　　民俗文化財	第４章　指定民俗文化財
第１節　指定民俗文化財	
（指定）	（指定）
第25条　教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財（法第７８条第１項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び県条例第２６条第１項の規定により指定された指定有形民俗文化財を除く。）のうち市にとって重要なものを流山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第７８条第１項の規定により指定された重要無形民俗文化財及び県条例第２６条第１項の規定により指定された指定無形民俗文化財を除く。）のうち市にとって重要なものを流山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。	第25条　教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを流山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを流山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。
2　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定をするには、第５条第２項から第６項までの規定を準用する。	2　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定をするには、第５条第２項から第６項までの規定を準用する。

改正後	改正前
3　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするには、第19条第３項の規定を準用する。	3　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするには、第19条第３項の規定を準用する。
4　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を公示して行う。	4　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を公示して行う。
（解除）	（解除）
第26条　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。	第26条　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
2　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第５条第３項から第５項までの規定を、前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第１９条第３項及び前条第４項の規定を準用する。	2　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第５条第３項から第５項までの規定を、　　市指定無形民俗文化財の指定の解除には、前条第３項及び第４項　　の規定を準用する。
3　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第１項の規定による指定又は県条例第26条第１項の規定による指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。	3　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第１項の規定による指定又は県条例第26条第１項の規定による指定があったときは、市指定有形民俗文化財　　又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。
4　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には第６条第４項の規定を、前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、前条第４項の規定を準用する。	4　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には第５条第４項の規定を、　　市指定無形民俗文化財の指定の解除には、前条第４項の規定を準用する。
5　第２項において準用する第５条第４項又は前項において準用する第６条第４項の規定により、当該市指定有形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該市指定有形民俗文化財の所有者は、速やかに当該市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。	5　市指定有形民俗文化財の指定が解除された　　ときは、当該市指定有形民俗文化財の所有者は、その日から10日以内に当該市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。
（市指定有形民俗文化財の管理）	（管理　　）
第27条　市指定有形民俗文化財の管理には、第７条から第10条までの規定を準用する。	第27条　市指定有形民俗文化財の管理には、第７条から第10条までの規定を準用する。
（市指定有形民俗文化財の保護）	（市指定有形民俗文化財の保護）
第28条　市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に	第28条　市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に

改正後	改正前
影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。	影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。
2　教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。	2　教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）	（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）
第29条　第11条から第13条まで及び第16条から第18条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。	第29条　第11条から第13条まで、第16条　から第18条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。
（市指定無形民俗文化財の保存）	（市指定無形民俗文化財の保存）
第30条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。	第30条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。	2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。
（市指定無形民俗文化財の記録の公開）	（市指定無形民俗文化財の公開　　）
第31条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。	第31条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
2　前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開には、第23条第３項及び第４項の規定を準用する。	2　前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開には、第23条第３項及び第４項の規定を準用する。
（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）	（新設）
第31条の2　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。	
第２節　登録民俗文化財	
（有形民俗文化財の登録）	（新設）
第31条の3　教育委員会は、市内に存する市指定有形民俗文化財以外の有形民俗文化財（法第７８条第１項の規定により指定された重要有形民俗文化財	

改正後	改正前
及び県条例第２６条第１項の規定により指定された指定有形民俗文化財並びに法第９０条第１項の規定により登録された登録有形民俗文化財及び県条例第３２条の２第１項の規定により登録された登録有形民俗文化財を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）として登録することができる。 ２　前項の規定による登録には、第１８条の２第２項から第６項までの規定を準用する。 ３　市登録有形民俗文化財については、第２章第２節（第１８条の２を除く。）の規定を準用する。この場合において、第１８条の５第１項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは、「教育委員会規則で定める場合」と読み替えるものとする。	
（無形民俗文化財の登録） 第31条の4　教育委員会は、市内に存する市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財（法第７８条第１項の規定により指定された重要無形民俗文化財及び県条例第２６条第１項の規定により指定された指定無形民俗文化財並びに法第９０条の５第１項の規定により登録された登録無形民俗文化財及び県条例第３２条の３第１項の規定により登録された登録無形民俗文化財を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。 ２　前項の規定による登録には、第１８条の２第３項及び第２５条第４項の規定を準用する。	（新設）
（市登録無形民俗文化財の登録の抹消） 第31条の5　教育委員会は、市登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。	（新設）

改正後	改正前
2　前項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消には、第２４条の２第３項の規定を準用する。	
3　第１項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消は、その旨を公示してする。	
4　市登録無形民俗文化財について、法第７８条第１項の規定による指定若しくは法第９０条の５第１項の規定による登録があったとき、県条例第２６条第１項の規定による指定若しくは県条例第３２条の３第１項の規定による登録があったとき又は第２５条第１項の規定による指定をしたときは、当該市登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。	
5　前項の場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。	
（市登録無形民俗文化財の記録の公開）	（新設）
第31条の6　教育委員会は、市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。	
（市登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言）	（新設）
第31条の7　教育委員会は、市登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。	
第５章　記念物	第５章　指定史跡名勝天然記念物
第１節　指定記念物	
（指定）	（指定）
第32条　教育委員会は、市内に存する記念物（法第１０９条第１項の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び県条例第３４条第１項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物を除く。）のうち市にとって重要なものを流山市指定史跡、流山市指定名勝又は流山市指定天然記念物（以下「市指定記念物」と総称する。）に指定することができる。	第32条　教育委員会は、市内に存する記念物のうち重要なものを流山市指定史跡、流山市指定名勝又は流山市指定天然記念物（以下「市指定記念物」という。）に指定することができる。
2　前項の規定による市指定記念物の指定をするには、第５条第２項から第５項までの規定を準用する。	2　前項の規定には、第５条第２項から第５項までの規定を準用する。
（解除）	（解除）

改正後	改正前
第33条　市指定記念物が市指定記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。	第33条　市指定記念物が市指定記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
2　市指定記念物について法第109条第１項の規定による指定又は県条例第34条第１項の規定による指定があったときは市指定記念物の指定は、解除されたものとする。	2　市指定記念物について法第109条第１項の規定による指定又は県条例第34条第１項の規定による指定があったときは市指定記念物の指定は、解除されたものとする。
3　第１項の規定による指定の解除には第６条第２項の規定を、前項の場合には同条第４項の規定を準用する。	3　第１項の規定による指定の解除には第６条第２項の規定を、前項の場合には第６条第４項の規定を準用する。
（標識等の設置）	（標識等の設置）
第34条　教育委員会は、市指定記念物には、管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、注意板その他の施設を設置するものとする。	第34条　教育委員会は、市指定記念物には、管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、注意板その他の施設を設置するものとする。
（土地の所在等の異動の届出）	（土地の所在等の異動の届出）
第35条　市指定記念物の指定地域内の土地について、当該土地の所在、地番、地目又は地積に異動がある場合には、所有者（第３７条で準用する第７条第２項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、当該異動の日後速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	第35条　市指定記念物の指定地域内の土地について、当該土地の所在、地番、地目又は地積に異動がある場合には、当該所有者は、当該異動の日後10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（現状変更等の制限）	（現状変更等の制限）
第36条　市指定記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。	第36条　市指定記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。
2　前項の規定による許可を与える場合には、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。	2　前項の規定による許可を与える場合には、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。
（準用規定）	（準用規定）
第37条　第７条から第９条まで、第11条から第13条まで、第15条、第17条及び第18条の規定は、市指定記念物について準用する。	第37条　第７条から第９条まで、第11条から第13条まで、第15条、第17条及び第18条の規定は、市指定記念物について準用する。
第２節　登録記念物	

改正後	改正前
（登録） 第37条の2　教育委員会は、市内に存する市指定記念物以外の記念物（法第１０９条第１項の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び県条例第３４条第１項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物並びに法第１３２条第１項の規定により登録された登録記念物及び県条例第３９条の２第１項の規定により登録された登録記念物を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録記念物（以下「市登録記念物」という。）として登録することができる。 ２　前項の規定による登録には、第３２条第２項の規定を準用する。	（新設）
（準用規定） 第37条の3　市登録記念物については、第１８条の３第１項から第４項まで、第１８条の４から第１８条の６まで、第１８条の８及び第３５条の規定を準用する。この場合において、第１８条の４第３項中「及び第８条から第１０条まで」とあるのは、「、第８条及び第９条」と読み替えるものとする。	（新設）
第６章　選定保存技術	第６章　選定保存技術
（選定） 第38条　教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない市内に存する伝統的な技術又は技能（法第147条第１項の規定による選定又は県条例第40条第１項の規定による選定されたものを除く。）で保存の措置を講ずる必要があるものを流山市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。 ２　教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。 ３　一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併	（選定） 第38条　教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない市内に存する伝統的な技術又は技能（法第147条第１項の規定による選定又は県条例第40条第１項の規定による選定されたものを除く。）で保存の措置を講ずる必要があるものを流山市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。 ２　教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。 ３　一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併

改正後	改正前
せてすることができる。	せてすることができる。
4　第１項の規定による選定及び前２項の規定による認定には、第19条第３項から第６項までの規定を準用する。	4　第１項の規定による選定及び前２項の規定による認定には、第19条第３項から第６項までの規定を準用する。
（解除）	（解除）
第39条　教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。	第39条　教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。
2　教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。	2　教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
3　第１項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第20条第３項の規定を準用する。	3　第１項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第20条第３項の規定を準用する。
4　市選定保存技術について法第147条第１項の規定による選定及び県条例第40条第１項の規定による選定があったときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。	4　市選定保存技術について法第147条第１項の規定による選定及び県条例第40条第１項の規定による選定があったときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。
5　前項の市選定保存技術の選定の解除には、第20条第５項の規定を準用する。	5　前項の市選定保存技術の選定の解除には、第20条第５項の規定を準用する。
6　前条第２項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。	6　前条第２項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。
（保持者の氏名変更等）	（保持者の氏名変更等）
第40条　保持者及び保存団体には、第21条の規定を準用する。	第40条　保持者及び保存団体には、第21条の規定を準用する。
（保存）	（保存）

改正後	改正前
第41条　教育委員会は、市選定保存技術の保存のために必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。	第41条　教育委員会は、市選定保存技術の保存のために必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。	2　前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第２項から第４項までの規定を準用する。
（保存に関する指導又は助言）	（保存に関する指導又は助言）
第42条　教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。	第42条　教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。
第７章　文化財審議会	第７章　文化財審議会
（設置及び所掌事務）	（設置及び所掌事務）
第43条　教育委員会に、流山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。	第43条　教育委員会に、流山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査し、審議し、並びに必要とする事項について、教育委員会に答申し、又は建議するものとする。	2　審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査し、審議し、並びに必要とする事項について、教育委員会に答申し、又は建議するものとする。
（組織及び任期）	（組織及び任期）
第44条　審議会は、10名以内の委員で組織する。	第44条　審議会は、10名以内の委員で組織する。
2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。	2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者	（１）　学識経験を有する者
（２）　独自の研究等により識見を有する者	（２）　独自の研究等により識見を有する者
（３）　市民等	（３）　市民等
3　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）	（会長及び副会長）
第45条　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。	第45条　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

改正後	改正前
2　会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。	2　会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）	（会議）
第46条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。	第46条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。	2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第８章　補則	第８章　補則
（委任）	（委任）
第47条　この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第47条　この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。
第９章　罰則	第９章　罰則
（刑罰）	（刑罰）
第48条　市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。	第48条　市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。
第49条　市指定記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。	第49条　市指定記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。
第50条　第14条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令に従わなかった者は、１万円以下の罰金又は科料に処する。	第50条　第14条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令に従わなかった者は、１万円以下の罰金又は科料に処する。
第51条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前３条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	第51条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前３条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
附　則	附　則

改正後	改正前
この条例は、昭和51年４月１日から施行する。 附　則（平成17年３月30日条例第９号） この条例は、平成17年４月１日から施行する。 附　則（平成24年12月21日条例第29号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。	この条例は、昭和51年４月１日から施行する。 附　則（平成17年３月30日条例第９号） この条例は、平成17年４月１日から施行する。 附　則（平成24年12月21日条例第29号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

令和4年第3回定例会
教育福祉委員会
議案第54号　資料

令和4年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)概要資料

歳入			歳出		
款	補正額(千円)	説明	款	補正額(千円)	説明
1 保険料	—		1 総務費	−	
2 国庫支出金	90	◎地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 90千円	2 保険給付費	−	
3 支払基金交付金	—		3 地域支援事業費	318	◎徘徊高齢者家族支援サービス事業 318千円
4 県支出金	45	◎地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 45千円	4 財政安定化基金拠出金	−	
5 寄付金	−		5 基金積立金	−	
6 繰入金	8,183	◎地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 126千円 ◎介護保険介護給付費準備基金繰入金 地域支援事業（包括的支援事業・任意事業） 57千円 介護保険料還付事業 8,000千円 合計8,183千円	6 諸支出金	260,361	◎国庫支出金等過年度分返還金拠出事業 国庫支出金等過年度分還付金等 252,361千円 ◎介護保険料還付事業 8,000千円 合計260,361千円
7 繰越金	252,361	◎繰越金 令和３年度決算に伴う国庫支出金等過年度返還金分 252,361千円			
8 諸収入	−				
9 財産収入	−		7 予備費	−	
今回補正額計	260,679		今回補正額計	260,679	
補正前	13,907,382		補正前	13,907,382	
補正後	14,168,061		補正後	14,168,061	

教育福祉常任委員会行政視察（案）

1　期　　日　　令和４年１０月２７日（木）～
令和４年１０月２８日（金）

2　視 察 地　　・長崎県長崎市　１日目
・長崎県大村市　２日目

3　視察人数　　９人（委員７名・執行部１名・議会事務局１名）

4　視察事項　　（１）長崎県長崎市
長崎市子どもを守る条例について
（２）長崎県大村市
大村市小中学生サポートルーム「ｃｏｎｎｎｅ（コンネ）」について

5　視察経費　　１・１・１・３・２・８（予算計上済み）で対応